

十五



乙秘

18年4月16日

結了

大臣

業貯 910  
貯 29

次官

第一案 回答

海軍次官宛

次官名

海軍軍用郵便所過剩金、拂込等ニ関スル件



局長

課長

資

係長

統資

文/1/25  
18.4.22

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

NO 196  
18.4.26日  
18.4.19日

めくれず

二月五日附官房経第一五五號ヲ以テ御来照、首題ノ件ハ別段異議無之ニ付御了知相成度及回答候

追而本件実施ニ関シ日本銀行ト協定致シタルニ付貯金局ヨリ貴省主管ノ向ヘ別途通知置候條為念

(共6號)

第二案

海軍省 菅野局  
一八四三三 文付積

海軍省 貯金局長名

海軍軍用郵便所過剰金ノ拂込等ニ関スル件

右ニ関シ二月五日附官房経第一五五號海軍次官桑浦信次官宛照會ノ次第有之候ニ付日本銀行ト協議ノ結果五月一日ヨリ左記ニ依リ取扱ヲ開始スルコトト致候條御了知相成度候

(共8號)

郵便所名	取扱代理店又ハ派出所名	資金受領限度額
第一海軍軍用郵便所	日本銀行 上海代理店	五、〇〇〇 <sup>円</sup>
第三	全 青島	三、〇〇〇
第五	全 香港	三、〇〇〇
第六	全 上海代理店 漢口派出所	三、〇〇〇
第七	全 海口代理店	三、〇〇〇
第八	全 榆林	三、〇〇〇
第十	全 ヲトラツク	三、〇〇〇
第十二	全 ヲラバウル	三、〇〇〇
第十三	全 ヲ伊	三、〇〇〇
第二十五	全 ヲマカツサル	三、〇〇〇
第二十六	全 ヲスラバヤ	三、〇〇〇
第二十七	全 ヲバリツクペペン	三、〇〇〇
第二十八	全 ヲムボイナ	三、〇〇〇

記

第四十	全 西貢	三、〇〇〇
第四十一	全 昭南	三、〇〇〇
第四十三	全 マニラ	三、〇〇〇

(共 5 號)

電話トシテ打合移ハ書取  
 湖ーヒト必務上ハ  
 海軍屬 菅 野 陳 可  
 野倉向  
 歸上書込殿  
 海軍省 經理局

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

裏面白紙

國甲第七一號

和十八年四月十二日

貯金局長殿



日本銀行國庫局長



二月二十三日附貯業第六一二號ヲ以テ御照會相成候左記海軍軍用郵便  
 所ト本行代理店トノ間ノ資金及過超金取引開始ノ件ハ其後大藏省ヨリ  
 郵便局資金及過超金受授手續改正ノ通牒無之爲御回答延引致居候處今  
 般大藏大臣ヨリ右手續改正ノ旨被達候ニ付テハ御申出ノ通り各代理店  
 ノ資金交付限度額左記ノ如ク相定メ來ル五月一日ヨリ夫々實施ノコト  
 ニ取計可申候此段及御回答候也

本行代理店	上海代理店	青島	香港	上海代理店	漢口代理店	海口代理店	榆林	トラツタ	ラバウル	伊	マカツサル	スラバヤ	パリツクババン
-------	-------	----	----	-------	-------	-------	----	------	------	---	-------	------	---------

記

郵便所名	第一海軍軍用郵便所	第三	第五	第六	第七	第八	第十	第十二	第十三	第二十五	第二十六	第二十七
------	-----------	----	----	----	----	----	----	-----	-----	------	------	------

資金交付限度額	五〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

裏面白紙

アムボイナ代理店  
西貢  
昭南  
マニラ

第二十八海軍軍用郵便所  
第四十  
第四十一  
第四十三

三〇〇〇  
三〇〇〇  
三〇〇〇  
三〇〇〇

圓

裏面白紙

159

業務 貯業 783 9-12

大日本帝國政府

藏理第二六二六號

昭和十八年三月二十五日

大藏省理財局長 田中

貯金局長 岡崎 誠 一 殿

昭和十八年二月二十三日附貯業第六一二號ヲ以テ御照會ニ係ル郵便局資金及過剩金受授手續中改正ノ件  
 通日本銀行ニ令達相成候條御了知相成度此段及回答候也



貯金業務 第一六三號

裏面白紙



別紙

# 大日本帝國政府

藏理第二六二六號

日本銀行

大正十一年三月二十八日附藏第三三〇三號達郵便局資金及過超金  
受授手續中左、通改正シ昭和十八年三月二十五日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十八年三月二十五日

大藏大臣 賀屋 興 宣

第一條中第一項第四號、次ニ左、一號ヲ加フ

五 在南洋群島日本銀行代理店、在支日本銀行代理店、在香港日本銀行代理店、在佛印日本銀行代理店、在昭南島日本銀行代理店、在南米日本銀行代理店、在セレベス日本銀行代理店、

裏面白紙

大日本帝國政府

理店、在モルツカ群島日本銀行代理店、在比島日本銀行代理  
 店、在ジャワ日本銀行代理店、在ビスマルク群島日本銀行代  
 理店又ハ在支日本銀行代理店派出所所在地所在、海軍軍用郵  
 便所

同條第二項中「野戰郵便局及電信局」ヲ「野戰郵便局、電信局及  
 海軍軍用郵便所」ニ改ム  
 同條第三項中「野戰郵便局又ハ電信局」ヲ「野戰郵便局、電信局  
 又ハ海軍軍用郵便所」ニ改ム

裏面白紙



未結了  
422

注意  
第一案  
官房経理  
第一案  
第一案

18年2月20日

二業 76 號

貯業 12 號

發送 聯合 淨書

未結了

印  
封  
紙

有添付物  
三三三 送  
三三三 送

局長

課長

資不之

資

一  
二  
業

係長

一  
二  
業

第一案 照會 (使送)

大藏省理財局長宛

局長名

海軍軍用郵便所、資金過超金受授ニ関スル件

海軍軍用郵便所ニ於テハ為替貯金ノ受拂上生シテ

過超金ハ之ヲ艦船部隊ノ出納官吏ニ拂込ニ海

(共6號)

極秘  
親展

軍經費ニ振替甚候處今般軍ヨリ要望ノ次第モ  
有之左記所在ノ軍用郵便所ニ在リテハ其ノ次員  
金及過超金ヲ所在地日本銀行代理店又ハ同派出  
所トノ間ニ受授シ得ル様御取計相煩度及照會候

記

一、支那、香港、佛印、昭南

二、南洋群島、南ボルネオ、セレベス、モルツカ群島、比島、

ジャワ、ビスマルク群島

官房経第一五五辨及添付別紙、寫作成添付ニ付テハ海軍省  
管野屋トモ打合テ了解指

第二安ホ 照會 (使送)

局長名

日本銀行國庫局長宛

海軍軍用郵便所ノ資金過超金受授ニ関スル件

今般軍ヨリ要望ノ次第モ有之候ニ付左記軍用郵

(共8號)

便所ト貴行代理店トノ間ニ資金及過超金ノ受授

ヲ開始シ得ル様御取計相煩度此段得貴意候

追而蔵第三三〇三號達改正方ニ付テハ目下大蔵省

ニ照會中ニ付為念申添候

記

郵便所名	取扱代理店名	資金受領限度
第一海軍軍用郵便所	泉銀行 上海代理店	五、〇〇〇 円
第三	青島代理店	三、〇〇〇
第五	香港代理店	三、〇〇〇
第六	漢口代理店	三、〇〇〇
第七	海口代理店	三、〇〇〇

第八	榆林代理店	三、〇〇〇
第十	トラツク代理店	三、〇〇〇
第十二	ラバウル代理店	三、〇〇〇
第十三	伊 代理店	三、〇〇〇
第二十五	マカツサル代理店	三、〇〇〇
第二十六	スラバヤ代理店	三、〇〇〇
第二十七	バリツク、パン代理店	三、〇〇〇
第二十八	アムボイナ代理店	三、〇〇〇
第四十	西貢代理店	三、〇〇〇
第四十一	昭南代理店	三、〇〇〇
第四十三	マニラ代理店	三、〇〇〇

本案ニ對スル日本銀行ノ回答ヲ候ツテ海軍省ニ回答スルコトト致度

(共8號)

(参照條文)

郵便局資金及過超金受授手續(藏第三三〇三號)

第一條 本手續ニ於テ郵便局トハ日本銀行ト資金過超金ノ受授ヲ為ス左ニ掲グルルニテ謂フ

一 郵便局

二 省略

三 在支日本銀行代理店、在香港日本銀行代理店、在佛印日本銀行代理店、在昭南日本銀行代理店又ハ支日本銀行代理店派支所所在地所在ノ野戰郵便局又ハ電信局

四 在南ホルネオ日本銀行代理店、在セレベス日本銀行代理店又ハ在モルッカ群島日本銀行代理店所在地所在ノ郵便局  
日本銀行ト資金及過超金ノ受授ヲ為ス郵便局、野戰郵便局及電信局ハ野金局ト日本銀行間ニ於テ協定シ之ヲ日本銀行本店ヨリ大藏省ニ報告スヘシ其ノ廢止ニ付亦同シ

本手続ニ於テ郵便局長ト第一項右列ニ掲クル郵便局、  
貯金管理所、交通部、逓信局長ヲ謂フ

1223

18年2月9日 貯業 550

貯業

大文 1820

官房 經 第一五五號

昭和十八年二月五日

遞 信 次 官 殿

海 軍 次 官

照會 海軍軍用郵便所過剩金ノ拂込等ニ關スル件

海軍軍用郵便所ニ於テ爲替貯金ノ受拂上生ジタル過剩金ハ之ヲ艦船部  
 隊ノ出納官吏ニ拂込ミ海軍經費ニ振替アルコトニ相成居候處爾今日本  
 銀行代理店又ハ同派出所所在地ノ軍用郵便所ニ在リテハ原則トシテ之ヲ  
 當該代理店又ハ派出所ニ拂込テ爲シ又海軍軍用郵便所ハ郵便爲替貯金  
 ノ振出及拂渡ニ際シ所在地日本銀行代理店又ハ同派出所ヨリ必要ナル  
 資金ノ交付ヲ受ケ得ルコトト致度  
 追而右御同意ノ上ハ別紙案ニ依リ實施致度

(別紙添)

海 (筆)

官 長 印

業務 1820

海軍 1820

貯業 58 18年2月10日

167

裏面白紙



裏面白紙

(別紙)

官房経機密第 號

一 昭和十六年官房機密第二八〇一號ノ二海軍軍用郵便所過剰金ヲ海軍經費ニ振替手續ノ規定ニ拘ラズ海軍軍用郵便所ハ其ノ取扱ニ係ル受拂計算上生ジタル過剰金ヲ所在地日本銀行代理店又ハ同派出所ニ拂込ムコトヲ得

二 海軍軍用郵便所ハ必要ニ應ジ所在地日本銀行代理店又ハ同派出所ヨリ資金ノ交付ヲ受クルコトヲ得

三 前二號ノ取扱ニ關シテハ逡信省ノ定ムル規定ニ依ル

年 月 日

海軍大臣

(終)

海軍

此年己丑癸卯  
野金乃長殿  
使送

在中物なし



在中物なし

秘

號

外

昭和十八年二月十九日

貯金上局書記殿

郵便所

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第十
郵便所	郵便所	郵便所	郵便所	郵便所	郵便所	郵便所	郵便所	郵便所

普野局

取扱代理店

日銀上海代理店	日銀青島代理店	日銀香港代理店	日銀漢口代理店	日銀海口代理店	日銀榆林代理店	日銀トラツク代理店
---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------

海軍

裏面白紙

(花崎助)

第十二郵便所  
 第十三郵便所  
 第二十五郵便所  
 第二十六郵便所  
 第二十七郵便所  
 第二十八郵便所  
 第四十郵便所  
 第四十一郵便所  
 第四十三郵便所

日銀ラパウル代理店  
 日銀代理店  
 日銀マカツサル代理店  
 日銀スラバヤ代理店  
 日銀パリツタババン代理店  
 日銀アムホイナ代理店  
 日銀西貢代理店  
 日銀昭南代理店  
 日銀マニラ代理店

(終)

(花紙)

裏面白紙

海軍

貯金局業務課才二業務  
野上書記殿

親展

192

在中物なし



海軍省經理局

菅野 属

海軍

在中物なし

極秘

號外

昭和十八年二月十八日

貯金局  
野上書記殿

菅野 屬



電話御照會ノ件左ノ通ニ有之候條宜敷願上候

郵便所名
第十二軍用郵便所
第十三軍用郵便所
第二十六軍用郵便所
第四十三軍用郵便所

取扱代理店名
日本銀行ラバウル代理店
同伊代理店（内南洋クマゼリン）
同スラバヤ代理店
同マニラ代理店

（終）

海軍

裏面白紙